

大阪市会議長 美延映夫 様

大阪南港野鳥園の存続に関する陳情書

[陳情趣旨]

1. 平成 24 年 7 月 30 日、大阪市は「市政改革プラン」の中で、大阪南港野鳥園は「公共が関与する必要性の低い事業である。料金非設定で、税等を投入して継続する合理性が低い」という理由から、25 年度末の指定管理者期間切れを見据えて、「現有の干潟や湿地のあり方等を総合的に勘案して、収支均衡方策の検討と併せて、施設(展望塔等)の存廃も検討」としました。南港野鳥園は、海浜施設条例によって地方自治法第 244 条での「公の施設」となっていますが、この条例改正を先急ぎせず、野鳥園の位置づけや、湿地を含む施設の管理方法について、有識者を入れて十分な検討をすることを強く望みます。
2. 大阪南港野鳥園は、渡り鳥であるシギ・チドリの保護とその生息地である湿地を残すことを目的とした市民活動の結果、1983 年に開園しました。2006 年には、大阪市は「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップに基づく重要生息地ネットワーク(現名称)」に参加し、シギ・チドリの渡りの中継湿地および環境教育の場として国内外にとっても重要な施設となりました。今や、この施設は、生物多様性基本法での生物多様性地域戦略の拠点施設にふさわしい施設となっています。他の自治体が類似施設をより充実あるいは新設している中、年間 10 万人以上が利用する大阪南港野鳥園を「公共が関与する必要性が低い事業」と位置づけるのではなく、現状を踏まえた管理運営を強く望みます。
3. 大阪南港野鳥園は、大阪湾岸で見られる渡り鳥や干潟の生きものについて市民が体験学習できる唯一かつ貴重な海辺の施設で、レンジャー(観察指導員)のサポートによって、観察指導、自然観察会、環境保全活動だけでなく、市民の生涯学習、地元小学校や高校での環境教育の授業、地元中学校の職業体験、大学のインターンシップ、企業 CSR、大阪市職員の環境技術研修をおこなっています。さらに、干潟に渡来する渡り鳥や生きものの継続調査をレンジャーが実施し、干潟保全や手入れに活かしてきました。また、釣り人の不法侵入、園内立入禁止区域への侵入を防ぐにはレンジャーの常時監視が不可欠です。

[陳情項目]

1. 「公の施設」である野鳥園について、条例上の施設廃止を先急ぎせずに、本施設の位置づけと管理運営方法について有識者を交えての十分な検討を行うこと。
2. 大阪南港野鳥園の現状を踏まえての管理・運営を継続すること。
3. レンジャーの常駐による湿地を含む施設の管理・運営を継続すること。

平成 25 年 9 月 3 日

陳情代表者

大阪南港野鳥園を存続させる会

代表 高田 直俊 印

住所 〒563-0031 池田市天神 2-1-17

本陳情書に関する連絡先

大阪南港野鳥園を存続させる会 事務局

日本野鳥の会 大阪支部 幹事 清水 俊雄

住所: 〒543-0011 大阪市天王寺区清水谷町 6-16 NEXT21・1F

電話番号: 06-6766-0055 FAX 番号: 06-6766-0056

携帯電話: 090-9875-2103